

「世田谷区の障害者相談支援のための計画相談マニュアル Version2.0」の発刊にあたって

世田谷区自立支援協議会

会長 鈴木敏彦（和泉短期大学教授）

このたび、「世田谷区の障害者相談支援のための計画相談マニュアル Version2.0」が発刊されることとなりました。本マニュアルは「障害者総合支援法の相談支援専門員初任者研修を修了した人が、業務を始める際に手に取り、業務上の実務に役立ててもらうことを目的」として、世田谷区自立支援協議会が、世田谷区と共同で編集し発行するものです。官民協働で、相談支援の標準化や質の向上を求めるマニュアルの作成は、他に類を見ない世田谷区独自の取り組みと言えます。

世田谷区自立支援協議会は、“障害があってもなくても誰もが自分らしく安心して暮らせる地域”を作っていく仕組みとして平成19年10月に発足し、その後、平成21年度からは、区内の5つの地域（世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域）に「各エリア自立支援協議会」を立ち上げ、活動を始めました。また、地域をこえた障害者の地域移行などに関することについては「地域移行部会」、障害者虐待の防止及び権利擁護に関することについては「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」を立ち上げ、活動しています。（詳細は、「世田谷区自立支援協議会」ウェブサイトをご覧ください。）

世田谷区では、障害のあるご本人を中心として、「地区」「地域」「全区」という三層にわたる相談支援体制の整備を進めています。（詳細は本マニュアル12頁をご参照ください。）“障害があってもなくても誰もが自分らしく安心して暮らせる地域”の実現には、すべての区民の方々がそれぞれの場で活躍すること、すなわち「オール世田谷」で取り組む必要がありますが、その中核をなすものが相談支援と言えます。

本マニュアルは、障害のあるご本人に最も近い場で活躍する相談支援事業所の相談支援専門員を主な対象とし、相談支援の基本的な考え方の共有や、障害者総合支援法に基づく支援について共通理解を図るツールとして作成されました。相談支援の最前線で活躍する皆様のご活用を期待いたします。

障害者権利条約が制定される過程では、「私たちぬきに私たちのことを決めないで」というスローガンが提唱されました。相談支援では、人生の主役“プレイヤー”であるご本人を中心に据え、支援者はその名の通り“サポーター”に徹する必要があります。マニュアルは、相談支援の基盤を提供するものに過ぎません。マニュアルありきではなく、障害のあるご本人の思いを大切にし、ご本人を中心に据えた支援の展開を期待いたします。